

第 6188 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月25日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

👉 親子間での金銭貸借

Q : 親子間で行う金銭貸借は、贈与として取り扱われることがあるとか。本当ですか？

A : 事実上、金銭の貸借であることが明らかである場合には、借入金そのものについて贈与税が課税されることはありません。

【解説】

親と子、夫と妻、祖父母と孫など近親者相互間の金銭貸借には、貸借の形式はとっているものの、その貸借の期間や利率が定められておらず、いわゆる「出世払い」や「ある時払いの催促なし」というように、実質的に贈与と認められる場合も見受けられます。

このような金銭貸借には当然ながら贈与税が課税されますが、例えば、借り受けた者の返済能力、返済状況などからみて、事実上金銭の貸借であることが明らかであるような金銭貸借については、贈与税が課税されることはありません。

なお、近親者相互間の金銭貸借が贈与として取り扱われないためには、次のような点に注意しておくといよいでしょう。

- ① 返済期間や返済期日などを明確にしておくこと
- ② 利息や返済方法などをきちんと決めておくこと
- ③ 銀行口座振込みなどにより、返済事実を第三者に確認できるようにしておくこと

